

諮問番号：諮問第 163 号

答申番号：答申第 163 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由は次のとおりである。

- (1) 令和 2 年 4 月 24 日付けで、福岡市東区の実家へ転入した。福岡市役所市民局総務部係長が、同年 4 月 20 日付けで新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、総務省が同年 4 月 27 日付けまでに住民票を定めた方がよいとの指導があったからである。
- (2) 福岡市東区の実家が居住地である。
- (3) 同年 4 月 24 日、5 月 21 日、6 月 27 日に福岡市東福祉事務所へ相談したが、記録が残されていなかった。7 月 21 日にケースワーカーから生活保護申請書の用紙に記載するよう指示された。
- (4) 同年 7 月 22 日、処分庁は審査請求人の居住実態確認のため、約束時間に訪問したとしているが、担当ケースワーカーは訪問していない。
また、近隣に居住する民生委員によると審査請求人と思われる女性は居住していないと聞いたとしているが、民生委員や近隣に居住する方々とは現在も親密に交流があり、娘であることは認識されている。
- (5) 処分庁が弁明書に記載している内容は事実と異なる。
- (6) 福岡市は全く臨機応変、有言実行がなく、弱者に対して誹謗中傷が目にとり、特に福岡市の生活保護課の対応は上から目線で独断と偏見に値する。

新型コロナウイルス感染症の支援策に対して生活保護課は特に取り組んでおらず、人権侵害及び人間の命の尊さを理解し学習するべきと考え、処分庁の主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人が保護開始申請書に記載した住所地を実地調査のため訪問したが、審査請求人は住居に入る鍵を有しておらず、当該住所に居住している審査請求人の妹からは審査請求人の居住実態はないことを聴取した。このことから、処分庁は、審査請求人の当該住所地での居住事実は認められないとして、本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

居住地（法第19条第1項第1号）とは、客観的な人の居住事実の継続性及び期待性が備わっている場所、すなわち、人が現に日常の起居を行っており、将来にわたり起居を継続するであろうことが社会通念上期待できる場所を指すものと解されているが、人が現にその場所で起居していなくとも、他の場所における起居が一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待されるような場合（いわゆる帰来性がある場合）には、本来の居住が一時的に中断しているに過ぎないから、このような場所も居住地に含まれるものと解されている（東京地裁昭和47年12月25日判決・行集23巻12号946頁）。

法による保護の開始申請書に記載された申請者住所（以下「本件申請住所」という。）は、本件処分当時における住民票上の住所であり、審査請求人は、これを居住地であると主張している。

しかしながら、本件処分当時、本件申請住所には審査請求人の起居の実態も帰来性もなかったものと推認でき、これを否定する証拠はない。

したがって、本件処分当時における本件申請住所は、審査請求人の居住地とは認められないことから、審査請求人が法第19条第1項第1号に該当すると認めることはできない。

なお、要保護者が同項第2号に該当すると認めるためには、世帯、最低生活費及び収入を認定する基準となる現在地がどこであるかが特定されることが必要と解されると

ころ（福岡地裁平成 19 年 11 月 15 日判決・賃金と社会保障 1456 号 62 頁参照）、上記のとおり、本件処分当時、本件申請住所には審査請求人の起居の実態がなかったと認められるものであり、本件申請住所を審査請求人の現在地として特定することもできない。

したがって、審査請求人が同号に該当すると認めることもできない。

以上のことから、処分庁が本件処分により保護開始申請を却下したことは相当であり、違法又は不当とは認められない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 4 年 5 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 4 年 9 月 15 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

法第 19 条第 1 項では、保護の実施機関である市長は「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」（同項第 1 号）及び「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」（同項第 2 号）に対し、保護を決定し、実施するものとされている。

また、同条第 4 項により、市長は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任することができる」とされている。福岡市においては、福岡市福祉事務所長事務委任規則（昭和 33 年福岡市規則第 52 号）第 1 条により、法に基づく保護の開始等の事務は、市長から福祉事務所長に委任されている。

福岡市事務分掌規則（平成 17 年福岡市規則第 14 号）の規定により、処分庁は、法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する「福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者」に対し、保護を実施し、法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」に対しては、福岡市博多福祉事務所長が保護を実施することとされている。

審査請求人は、令和 2 年 7 月 21 日付け保護開始申請書に申請者住所として福岡市東区の実家の住所を記載し、保護開始申請を行った。当該申請を受け、福岡市東福祉事務

所の職員は、本件申請住所を訪問し、実地調査を行ったところ、審査請求人は、本件申請住所にある建物の鍵を保有しておらず、令和元年11月以降1度も当該建物に入れていないことが確認でき、また、本件申請住所に居住する審査請求人の妹から審査請求人の居住実態はないことを聴取した。

これらのことから、処分庁は、審査請求人の本件申請住所における居住事実は認められないと判断し、本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也